

第5章

ニカラグア・サンディニスタ政権下の農地改革

はじめに

サンディニスタ革命政権（1979～90年）の下で行なわれた諸改革の中で、農地改革はその及ぼした社会的経済的影響の大きさからいって最も重要なもののひとつといえよう。それだけでなく、これまでにラテンアメリカ諸国で行なわれた、実質的な土地所有関係の変更を伴うような農地改革、たとえばメキシコ（1915～40年）、ボリビア（1952～54年）、キューバ（1959～63年）、ペルー（1969～75年）等の農地改革と比べてみても、ニカラグアの農地改革は注目すべき事例を提供している。⁽¹⁾ 1990年2月の総選挙でサンディニスタが敗退し、同年4月にチャモーロ（Violeta Barrios de Chamorro）政権が成立、内戦が終結して以後も、国内の政治、経済情勢は混沌としており、国民和解の道は困難を極めている。そうしたなかで農地改革の見直し、元地主への土地の返還、元戦闘員（サンディニスタ人民軍＝政府軍、コントラ＝反革命派ゲリラの双方を含む）への生活手段としての土地の分配等、土地問題は常に重要な争点となっている。ここでサンディニスタ政権下で実施された農地改革を概括し、その特色を考察することは有意義と考える。

本稿は、まず第1節でニカラグアの農業の特質を概観し、第2節で2つの農地改革法との関連で、農地改革の過程を3期に分けて考察する。続いて第3節で農地改革の結果もたらされた新たな土地所有状況と農業経営組織につ

いて概括する。第4節では農地改革についての評価を試みる。最後に、1990年にサンディニスタから交替した現政権の下での土地をめぐる問題を要約する。

第1節 ニカラグアの地域区分と農業の特質

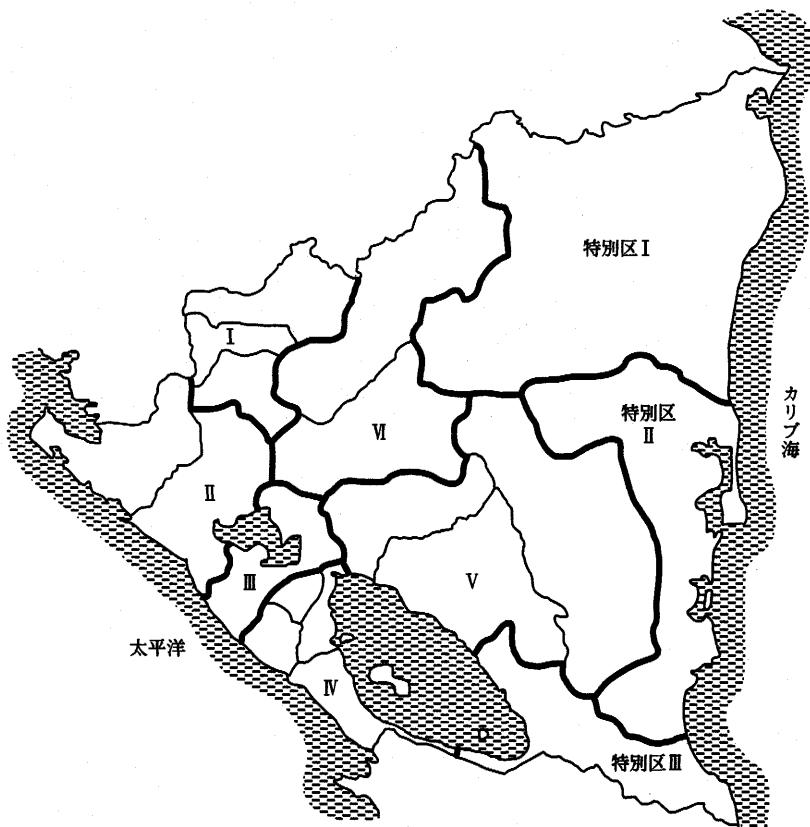
ニカラグアの国土は地理的、生態学的特徴から太平洋側 (Pacífico)、内陸部 (Interior)、大西洋側 (Atlántico) の3大地域に分類するのが普通であるが、農牧業開発・農地改革省 (Ministerio de Desarrollo Agropecuario y Reforma Agraria、略称MIDINRA)⁽³⁾ は全国を6つの地域 (Región) と3つの特別区 (Zona Especial) に分類している (第1表および第1図)。II、III、IVの各地域が太平洋側、I、V、VI地域が内陸部に、特別区 I～IIIが大西洋側にほぼ相当する。

第1表 ニカラグア 地域(特別区) 区分

地域(特別区)	県(departamento) および郡(municipio)
I	エステリ、マドリス、ヌエバ・セゴビアの各県
II	チナンデガ、レオン両県
III	マナグア県
IV	マサヤ、カラソ、グラナダ、リバスの各県
V	ボアコ、チョンタレス両県とセラヤ県の一部 (ヌエバ・ギネア、ムエーリェ・デ・ロス・プエイエス、ラマ、ボアカ・デ・パイワスの各郡)、リオ・サンファン県エル・アルメンドロ郡
VI	マタガルパ、ヒノテガ両県
特別区I	セラヤ県北部
特別区II	セラヤ県南部 (Vに含まれる各郡を除く)
特別区III	リオ・サン・ファン県 (エル・アルメンドロ郡を除く)

(出所) Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua*. Vol. IV (*Economía Campesina*), p. 63, Cuadro 1 より筆者作成。

第1図 ニカラグア 地域（特別区）区分



（出所） 筆者作成。

太平洋側の各地域における農業活動は砂糖キビ、綿花に代表される輸出向け商品作物の栽培が中心である。かつてはこの地域は国の穀倉地帯であったが、輸出向け農業の発展に伴い基礎的穀物（トウモロコシ、フリホル豆等）の栽培は条件の劣る周縁的な土地か、あるいは内陸部の農業フロンティアへと追いやられた。

内陸部における農牧業活動は基礎的穀物の栽培と牧畜の組合せを中心で

あり、第VI地域ではこれにコーヒーの栽培が加わる。1950年代に太平洋側で綿花の栽培地が拡大するに伴い、この地域から排出された小農民が内陸部に移動した。さらに内陸部でもコーヒー栽培、牧畜の拡大によって基礎的穀物を栽培する小農民が周縁的な土地へ追いやられるという過程が進行した。⁽⁴⁾

大西洋側は土壤条件が劣ることと、高温多湿な気候のため農牧業活動は不活発である。移動式農業により自給用のトウモロコシ、フリホル豆、米、根菜類を栽培するほか、林業、漁業活動を行なう。少数民族ミスキト (Miskito)、スモ (Sumo)、ラマ (Rama)、ガリフナ (Garifuna) が住むのはこの地域である。特別区Ⅲ (リオ・サンファン県) には1950年代、60年代に他の地域 (太平洋側および内陸部) から排出された小農民が多い。

バウメイステルは革命前のニカラグアの農業構造の特徴を、他の中米あるいはラテンアメリカと比較して次のように指摘している。まず第1に外資系プランテーションの「飛び地」が存在しないこと。この点で「バナナ共和国」の異名をもつグアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ、あるいは典型的なプランテーション経済であった革命前のキューバの場合と異なる。第2に大規模農場の支配がそれほど著しくないという点でエルサルバドル、グアテマラの場合と異なる。またポルフィリオ・ディアス政権期のメキシコのようにペオン (peon)⁽⁵⁾ の労働に基盤をおいた半封建的な大アシエンダが支配する構造とも異なり、中小規模の農業生産者が相対的に重要な位置を占めていた。⁽⁶⁾ さらにバウメイステルはニカラグアの特徴として、中米の中では比較的人口密度が低く、かなりの未開発地が存在したこと、したがって農業フロンティアの拡大が可能であったことをあげている。⁽⁷⁾ この最後の点はホンジュラスについても当てはまる。

革命前のニカラグアの農牧業経営者・就業者はいくつかの異なる層に分類することができる。まず土地所有者階層はソモサ系と非ソモサ系の農牧場経営者に分けられる。前者は農牧業活動の中でも比較的新しく開発された近代的な部門 (砂糖キビ、米、タバコの生産)、大規模な牧場経営およびアグロインダストリー部門 (コーヒー、綿、牛肉といった輸出產品の加工、精製) に特化し、

後者は綿花、コーヒー、牛肉といった伝統的な輸出產品の生産において重要な役割を担っていた。後者は大規模經營とはかぎらず、中小規模の農牧場經營者も多い。次に農村で労働に從事する耕作農民、農業労働者にもいくつかの異なる形態がみられる。近代的部門における賃金労働者、小作人 (arrendatario), 分益小作人アパルセーロ (aparcero) あるいはメディエロ (mediero), プレカリスタ (precarista, 無権利土地利用者) 等である。自作農は前記の非ソモサ系農場經營者のうちの小規模經營者層に含まれる。

これらは地域により偏って存在する。近代的農業部門は太平洋側にみられる。土地の賃貸借 (arrendamiento) は太平洋側における商品作物の導入とともに始まった慣行であり、特に綿作地帯である第Ⅱ地域で一般的なほか、第Ⅳ地域でも重要である。分益小作の形態はⅠ、Ⅴ、Ⅵといった内陸部の地域の、基礎的作物の栽培と牧畜に関連してみられる。無権利土地利用も内陸部で一般的な慣行であるが、特に農業フロンティアおよび粗放的な經營の大牧場においてみられる。この場合、地主はプレカリスタの労働力をを利用して未開発地を開墾する目的で彼らに土地を提供する。プレカリスタは一定期間そこで耕作に從事した後、その土地に牧草を植えて地主に返還することを義務づけられる。⁽⁹⁾

以上のような国内各地域の特殊性に対応して、農地改革の適用、改革後の土地所有状況が異なってくるのは当然である。

第2節 農地改革の過程

サンディニスタ政権下の農地改革は以下の3つの時期に分けて考察することができる。(1)1979年7月の革命政権成立から81年7月まで。(2)1981年7月の第1次農地改革法の公布から86年1月まで。(3)1986年1月の第2次農地改革法以降、の各期である。⁽¹⁰⁾

1. 第1期

1979年7月19日の革命政権成立前の反ソモサ独裁闘争のさ中に、すでに貧農、農業労働者による大農の土地占拠は始まっていた。こうした土地占拠運動が最も活発に行なわれたのは主として輸出向け農産物を生産する太平洋側の地域である。⁽¹¹⁾

革命闘争の過程でソモサ一族は国外に逃れ、その農場は事実上放棄された状態にあったため、農民による土地占拠は大規模に進んだが、その対象はソモサ系の地主に限られず、非ソモサ系の地主の土地にまで及んだ。こうした状況を前にして革命政権の最高機関である「国家再建委員会」(Junta de Gobierno de Reconstrucción Nacional) は1979年7月20日に政令第3号を発し、資産接収の対象となるのはソモサ一族、ソモサ政権の公職にあった者、同政権を支えた国警隊の隊員、および77年以前に国外に去った者に限定される、⁽¹²⁾とした。これは自然発的に起った農民の土地占拠に歯止めをかけ農村部に秩序を回復するとともに、非ソモサ系の地主、農業ブルジョアジーとの同盟⁽¹³⁾関係を維持する必要があったためである。

もうひとつ政令第3号の背景として指摘されるのは、当初革命政権担当者の間で、ソモサ一族の支配地は全国の農牧用地の半分以上に及ぶであろうとの目算があったことである。したがってソモサ派の土地を接収すれば、土地⁽¹⁴⁾を求める小農民の要求を十分満たせるであろうと期待された。しかし現実にはソモサ派の支配地は肥沃な土地が多くかったとはいえ、全国の農牧場面積の20%程度にすぎず、小農民の要求に応えるには不十分なものであった。

革命政府は次いで1979年8月8日に政令第38号を発し、接収の対象はソモサ支配と直接関係のあった者(*allegados directos de somocismo*)に拡大された。80年2月14日の政令293号により、地主が直接耕作せず、小作人、分益小作人⁽¹⁵⁾(アパルセーロ、メディエロ)、コロノ(*colono*)等によって耕作されている土地に関しては、これらの農民の利益に適うよう取り計らうことが地主に対して

義務づけられた。

これら3つの政令がサンディニスタ政権発足当初の農地改革の基礎をなすものであった。これらは政権の側の計画的行為として出されたというだけでなく、土地を求める小農民の側からの強い圧力に対応して出されたという側面も否定できない。⁽¹⁶⁾

2. 第2期

1981年7月19日の革命2周年記念日に政令第782号が発せられて以後、農地改革は第2期に入る。政令第782号は一般に農地改革法 (Ley de Reforma Agraria) と呼ばれるが、86年1月に制定された改定農地改革法 (Reforma a la Ley de Reforma Agraria) と対比して、本稿では以下これを第1次農地改革法⁽¹⁷⁾と呼ぶこととする。

第1次農地改革法はまず第1条で「本法は生産的かつ効率的に土地を利用しているすべての人に対して、土地所有権を保証するものである」と謳っている。すなわちソモサ一族やソモサ体制と直接関わった者、あるいはすでに国外に去った者の土地は別として、非ソモサ系地主の土地は原則としてこれを尊重し、特定の場合にのみ収用の対象とするというものである。

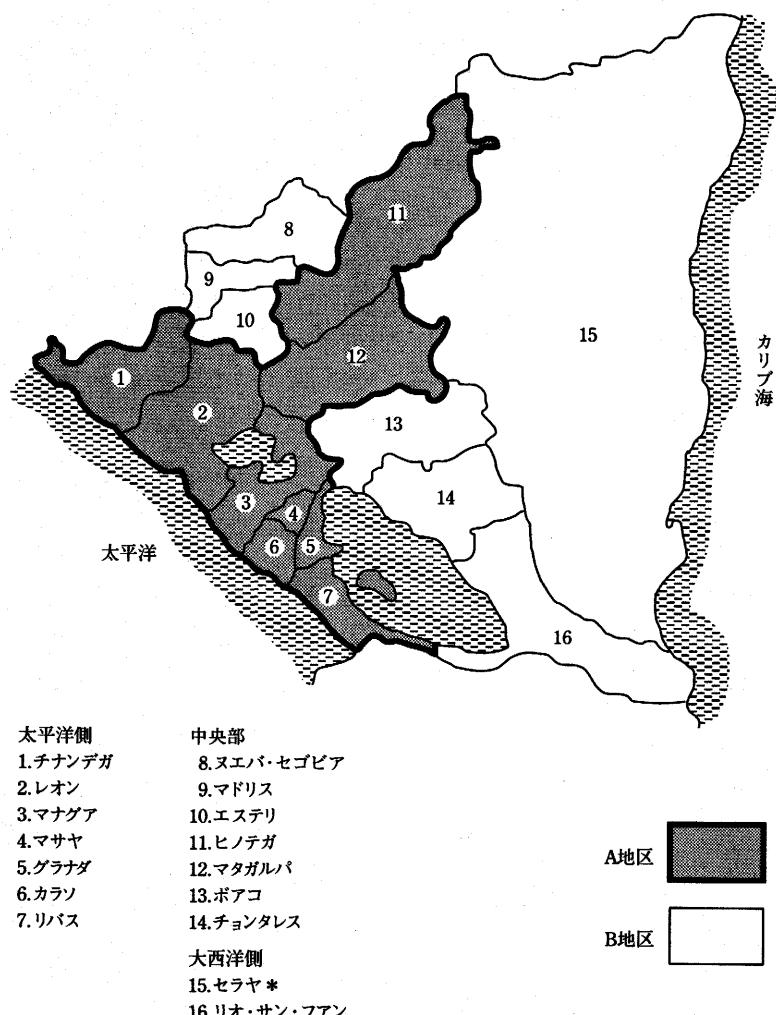
次に第2条で収用の対象とされる4つの場合をあげている。

a) A地区において500マンサナ (1マンサナは約0.7ヘクタール) 以上、B地区において1000マンサナ以上を有する個人または法人の所有地のうち、遊休地あるいは利用程度の不十分な土地。

A地区とは太平洋側など主として輸出向け農産物を生産する先進的な農業地域、B地区とは内陸部や大西洋側などで主に牧畜や穀物栽培を行なうところである (第2図)。

b) A地区において500マンサナ、B地区において1000マンサナ以上を所有する地主が、本法公布時において、小作に出すかあるいは他のいかなる形態であれ譲渡していた土地。

第2図 ニカラグア 県およびA・B地区区分



*セラヤ県は現在RAAN(北部大西洋側自治区)とRAAS(南部大西洋側自治区)に分かれている。

(出所) 筆者作成。

c)本法公布時において、地主が直接利用せず、分益小作、コロノ制、無権利耕作その他類似の形態で農民が利用している土地、および協同組合その他の協同的組織が利用している土地。ただし次の場合は適用外とする。チナンデガ、レオン、マナグア、マサヤ、カラソ、グラナダ、リバスの各県（いずれも太平洋側）においては50マンサナ未満、その他の諸県では100マンサナ未満の土地。

d)放棄された土地。

この第2条の適用にあたって、収用の対象外とされる私有地の上限面積（500マンサナあるいは1000マンサナ）の算定に際しては、一人の所有者が異なる場所に複数の地所を有する場合はそれらを合計したものとされる（第3条）。配偶者や被扶養者である子供や兄弟の名義に分散されている農場は一人の地主に属するものとみなされる（第4条）。

これらの規定により、偽装された大土地所有者が法の網の目をくぐって存続するのを阻止しようとした。第2条-a)でいう遊休地とは、農業ないし牧畜に適した土地で、過去2年間連続して利用されない状態にある土地、と定義される（第6条-a）。「利用程度の不十分な土地」および「放棄された土地」についてもそれぞれ具体的な定義がなされている（第6条-b）およびc))。

収用は当該所有地に付随するすべての資産（動産、不動産）を対象に行なわれる（第7条）。

農地改革の対象として収用された土地その他の資産は、MIDINRAが管轄し、その配分を決定する（第8条）。

土地その他の資産の配分を受ける対象としては以下の個人または組織があげられている。

1)分益小作人、コロノ、プレカリスタ、協同組合、その他の協同的な生産組織 (formas asociativas de producción)。ただし収用の宣言が出された時点においてこれらの者（組織）がその土地で労働を行なっていた場合（第9条-1）。

2)主として農業労働によって生計を立てながら、土地をまったく持たないか、あるいは狭小な土地もしくは質の劣る土地しか持たない農民。ただし土

地の配分を受けるためには農牧業協同組合に組織されることが必要である。既設の協同組合で狭小な土地もしくは質の劣る土地しか持たないものも新たな土地配分の対象となる（第9条—2）。

3)個人生産者あるいは家族生産単位（unidad familiar）で効率的な土地利用を保証するもの。この場合、協同的な生産組織の確立に努めるものとする（第9条—3）。

以上の2), 3)の場合、革命の解放闘争の戦士、および英雄・殉教者の家族に優先権が与えられる（第9条—3）。

4)既設の、あるいは設立途上にある農地改革企業体（empresas de Reforma Agraria）（第9条—4）。

上記1)～3)に該当するケースにおいて、MIDINRAは「農地改革証書」（Título de Reforma Agraria）を無償で交付する。この証書はいかなる形でも譲渡することはできないが、相続の場合のみ分割せずに移譲される。またこの証書は農牧業融資を得るための保証として利用することができる（第11条）。

農地改革法では、収用対象となった土地およびその他の資産に対し、農地改革公債（Bonos de la Reforma Agraria）により補償すること、公債の額、形態、利子、要件は施行細則で定めること（第17条），としている。ただし放棄された土地その他の資産は補償の対象外である（同条）。

本法公布後は、A地区において500マンサナ、B地区において1000マンサナを超える土地の支配者は、MIDINRAの許可なしにその土地に関する所有権あるいは占有権を修正、変更または譲渡する行為、または契約を実行することはできない（第31条）。

同じく本法公布後には、少なくとも所定の最低賃金と同水準の所得を農家にもたらすのに必要な面積を考慮して、本法の施行細則が定めるよりも狭小な面積の地片を結果として生むような農地の分割を行なってはならない（第33条），として農地の細分化に歯止めをかけている。このほかに農地改革法では、国内の特定地域を「農牧業開発・農地改革地区」と指定し、生産および土地利用に関して特別の計画を推進すること等が定められている（第24, 25,

26条)。

以上、第1次農地改革法の主な内容をみた。ここからニカラグアの農地改革の際だった特徴を指摘することができる。それは収用の対象として第1にあげられているのが、遊休地、あるいは利用程度の不十分な土地で、しかも一定の面積を超えるもの、となっている点である。すなわち放棄された土地、あるいは地主が直接生産活動にあたらず小作、分益小作その他の形態により農民が耕作している土地は別として、地主がそこで効率的な生産を行なっているかぎり、その所有面積に関係なく土地の私有は認められるということである。ここでは私有地の一般的な上限は設定されておらず、一定程度以上の大土地所有を収用する、というものではない。

これを他のラテンアメリカ諸国でこれまでに実施された主要な農地改革の例と比べてみれば、その違いは歴然とする。社会主义政権下のキューバはもちろんのこと、メキシコ革命後の農地改革、ペラスコ軍事政権下のペルーの農地改革等と比べて、その内容は稳健で、地主にとって有利なものである。⁽¹⁸⁾またニカラグアとほぼ同じ時期に隣国エルサルバドルにおいて、米国の梃入れでゲリラ対策の一環として導入された農地改革の方が、ニカラグアの農地改革よりも「急進的」な面をもっている、という指摘もある。⁽¹⁹⁾

いずれにせよ革命政権下のニカラグアの農地改革は有効な生産を行なっている大規模農場の存続を認め、農業ブルジョアジーとの共存を図りつつ土地所有形態の変革を目指すというもので、きわめて稳健な改革であったといえる。⁽²⁰⁾暴力革命によって政権を奪取し、後に独裁色を強めていったサンディニスタの性格から、この農地改革を急進的なものと想定するのは正しくない。

3. 第3期

1986年1月11日、農地改革法の改定法（法律第14号）が公布された。本稿ではこの改定農地改革法を以下「第2次農地改革法」と呼ぶことにする。⁽²¹⁾

第2次農地改革法は第1条で、土地を生産的かつ効率的に利用しているす

べての者に対して、その所有権を認めている。この基本原則は第1次法と変わっていない。

変更されたのは、遊休地、利用程度の不十分な土地等の収用に際して第1次法では500マンサナ、あるいは1000マンサナを超えるもの、という限度があったが、第2次法ではそれが撤廃されたことである。すなわち第2次農地改革法は第2条で、収用の対象とされる以下の5つの場合をあげている。a)放棄された所有地、b)遊休中の所有地、c)利用程度の不十分な所有地、d)小作に出された土地、あるいは他のいかなる形態であれ譲渡された土地、e)地主によって直接使用されておらず、分益小作、コロノ制、無権利耕作その他の形態で農民が利用している土地、ならびに協同組合およびその他の形態の協同組織を構成する農民が利用している土地。ただしⅡ、Ⅲ、Ⅳの各地区（いすれも太平洋側）で50マンサナ未満、その他の地域で100マンサナ未満の所有地はe)項の適用外とされる。

変更された第2の点は、第1次法では、放棄された土地を除き、収用された土地はすべて補償の対象とされたが、第2次法では遊休地が補償の対象からはずされたことである（第20条）。

さらにもうひとつの重要な変更は第9条で、MIDINRA長官は公共の利用 (utilidad pública) あるいは社会的利益 (interés social) の事由で農場資産の収用を宣言することができる、とした点である。これはその農場が前記第2条のa)～e)各項目に該当するか否かに関係なく行なえるものである。

このように第2次農地改革法の内容は、第1次法と比べると地主に対して厳しくなっているが、第2次法においても土地所有の一般的な上限を設定していない点は注目してよい。すなわち効率的な生産者はその所有面積に関係なく土地所有を保証されるということである。

農地改革法改正の意義については後に述べるが、この改正によって1986年には小農民（協同組合を構成する場合と個別農家の双方が含まれる）に対する土地の付与が大いに進み、1年間で1万5000人の農民が31万5000マンサナの土地⁽²²⁾を与えられた。

第3節 農地改革の成果

農地改革を実施した結果、ニカラグアの農村部における土地所有、社会関係は大幅な変更を受けた。MIDINRA直属の調査研究機関である農地改革調査研究センター (Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, 略称 CIERA) は革命10周年の1989年に、サンディニスタ政権10年間の農地改革⁽²³⁾の結果を包括的にサーヴェイした報告書を出版した。以下は主として CIERA の報告に依拠しつつ農地改革の成果を概観する。

農地改革導入後のニカラグアの農業部門内部には、従来からの私有地農場を維持し続ける「私的部門」 (sector privado) と農地改革によって新たに発足した「改革部門」 (sector reformado) とが並存することとなった。改革部門はさらに以下の3種に分類することができる。

1) 人民所有領域 (Area Propiedad del Pueblo, 略称 APP) これは接収された旧ソモサ系の農場・企業体を基礎にしたもので、MIDINRAの直接の管理下におかれ、国営の農地改革企業体 (Empresas de Reforma Agraria, 略称 ERAS) によって運営される。

2) 協同組合 (cooperativas) これにはサンディニスタ農業協同組合 (Cooperativa Agrícola Sandinista, 略称 CAS) と融資・サービス協同組合 (Cooperativa de Crédito y Servicio, 略称 CCS) の2種類のものがある。前者においては協同組合の組合員 (ソシオ) は生産手段を持ちより、共同労働に従事し、収益⁽²⁴⁾は各自の年間労働日数に応じて分配する。メキシコの「集団エヒード」に類似した組織である。後者は中小規模の自営農民によって構成される協同組合であり、組合員は各自の所有地で個別に生産活動に従事し、公的融資、技術援助、その他のサービスを共同で受ける。CCSに組織される者は、農地改革によって新たに土地を与えられた農民の場合もあるが、多くは農地改革前から農地を所有していた者である。これに対し CAS の組合員は、農地改革前

には土地なし農民、あるいは農場の農業労働者であった者が多い。

以上 2 種類の協同組合の他に、統計上 CSM (cooperativa de surco muerto),
 CT (colectivo de trabajo) と分類されているものがある。⁽²⁵⁾ これらはいずれも
 協同組合とはいえないが、協同的な生産組織の範疇に含められるものである。

3)個人あるいは共同体で土地所有権を付与されたもの。この場合の個人には、農地改革によって新たに土地を与えられた農民のほかに、すでに占有・耕作していた土地の所有権を付与された農民が含まれる。共同体は、大西洋側にある先住民インディヘナの共同体＝コムニダー・インディヘナ (comunidad indígena) である。

農地改革による土地所有関係の変更は 3 つの方策によって行なわれる。第 1 はソモサー族の資産の接収 (confiscación) であり、これによって全農場面積の約 20% に相当する 167 万マンサナ (約 117 万ヘクタール) の土地が APP に移行した。第 2 は農地改革法 (第 1 次および第 2 次) の適用による土地の収用である。収用の事由としては遊休地あるいは利用程度の不十分な土地が主要なものである。これによって農場総面積の 9.3% に相当する 75 万 500 マンサナ (約 53 万 5000 ヘクタール) が収用された。⁽²⁶⁾ これらの方策によって 500 マンサナを超える大規模農場は大幅に減少した。

第 3 は国有地あるいは所有権の不明確な土地を事實上占有・利用してきた農民に対して土地所有権を付与するもの (titulación) である。これには国内内陸部に多いプレカリスタを対象としたものと、大西洋側の先住民共同体を対象としたものがある。1988年末までにこの方策によって 168 万 9450 マンサナ (約 118 万 2600 ヘクタール) の土地の所有権が 3 万 6392 戸の農家に与えられた。これは農場総面積の 21%，全農家戸数の 26% にそれぞれ相当する。このうちプレカリスタを対象としたものが 151 万 8536 マンサナ、3 万 2332 戸で、⁽²⁷⁾ 残りが先住民共同体を対象としたものである。

農地改革によって新たに土地を与えられた農家は 7 万 5600 戸、土地面積は 157 万 5888 マンサナ (約 110 万 3000 ヘクタール) である。これは全農家戸数の 54%，農場総面積の 19.5% にそれぞれ相当する。これらのうち協同組合を構

成するものが5万8921戸、120万0049マンサナで、個別農家が1万6679戸、37万
 (28)
 5839マンサナとなっている。

第2表は、革命前の1978年と対比して88年の土地所有構造を示したものである。これによると、所有地面積500マンサナ（350ヘクタール）以上の大農場は、78年には農場総面積の36.2%を占めていたが、農地改革後の88年には6.4%に減少した。改革後には私的部門の中では所有地面積50～200マンサナの層に次いで10～50マンサナの層が大きな割合を占め、両者を合わせると私

第2表 土地所有構造 1978/1988年

	1978 面積(マンサナ)	%	1988 面積(マンサナ)	%
私的部門	8,073,000	100.0	3,708,496	45.9
500mz.以上	2,920,000	36.2	514,633	6.4
200～500mz.	1,311,000	16.2	725,507	9.0
50～200mz.	2,431,000	30.1	1,401,591	17.4
10～50mz.	1,241,000	15.4	929,361	11.5
10mz.未満	170,000	2.1	137,404	1.7
改革部門			3,904,794	48.4
ERAS			948,230	11.7
協同組合*			1,115,680	13.8
CAS			921,491	11.4
CCS			133,620	1.7
CT			23,509	0.3
CSM			37,060	0.5
個別の土地の配分			209,974	2.6
個人に対する土地所有権の付与			1,459,996	18.1
先住民共同体に対する土地所有権の付与			170,914	2.1
放棄地			459,710	5.7
合 計	8,073,000	100.0	8,073,000	100.0

*農地改革を通じて配分された土地面積に限られる。

(出所) Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua*. Vol. I (*Estrategia y políticas*), p. 292, Cuadro 1.

的部門の総面積の63%に達する。

農地改革後には私的部門と改革部門が農場総面積に占める割合はそれぞれ45.9%，48.4%となった。改革部門の内訳は、ERASが24.3%，各種の協同組合が28.6%，小農民に個別に与えられた土地が5.4%，無権利状態のまま土地を占有，利用してきた小農民および共同体に対して改めて所有権が付与されたケースがそれぞれ37.4%，4.4%となっている。

協同組合に属する土地面積ではCASがCCSを大きく上回っているが，それは農地改革によって新たに農民に与えられた土地面積のみがここに表われているからである。CASは通常農地改革によってはじめて土地を入手した農民により構成されるのに対して，CCSは改革前から農地を所有していた農民によって構成される場合が多い。後者の土地は表では私的部門に含まれる。1988年には全農場面積の5.7%が放棄された状態にあるが，これは主として内戦の影響で，土地所有者が戦闘地域にある農場を放棄して去ったためであろうと推定される。

農地改革の実施状況は，国内の各地域の特殊性に応じて異なってくるのは当然である。第3表は1978年と87年とを対比して，各地域，特別区ごとの土地所有状況の変化，および改革部門内部の形態別構成（87年）を示したものである。

革命前の1978年には第Ⅰ，第Ⅵ地域を除く全国各地域で500マンサナを超える大農場が全農場面積の半分ないしそれ以上を占めていた。特別区Ⅱでその割合が異常に高いのは，この地域では先住民共同体が土地所有の主体を占めるからである（ひとつの先住民共同体が1農場単位とされる）。農地改革後の1987年には第Ⅴ地域と特別区Ⅱを除いてその割合は激減した。第Ⅴ地域において改革後も大農場が総面積の半分近くを占めるのは，この地域の経済活動は牧畜が中心だからであろう。1987年には第Ⅱ，第Ⅲ地域および特別区ⅢでERASが改革部門の総面積の5割前後を占めている。第Ⅱ，第Ⅲ地域は太平洋側の商品作物生産地帯であり，ソモサ派の大農場が多かったところである。ソモサ派の農場が接収された後ERASに移行したことを物語っている。

第3表 地域別・部門別土地所有構造の変化（%）
 (1978/1987年)

地 域	1978						1987						特別区 Ⅰ	特別区 Ⅱ	特別区 Ⅲ	計
	I	II	III	IV	V	VI	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ				
私的部門																
0～50mz.	20.5	14.3	12.8	19.5	3.7	22.8	11.2	2.9	14.4	20.1	14.1	12.6	18.8	3.6	22.7	11.2
50～200mz.	28.3	23.7	16.3	19.1	15.2	44.5	10.3	35.4	25.5	26.1	21.8	14.5	16.5	13.3	43.4	10.1
200～500mz.	25.1	12.1	12.1	13.0	14.8	12.2	6.0	8.8	12.3	20.7	7.8	8.0	8.8	11.1	9.4	5.6
500mz.以上	26.0	49.9	58.7	48.4	66.2	20.5	72.4	52.9	47.8	1.5	11.7	8.2	11.6	40.1	9.0	49.4
小 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
改革部門																
ERAS							8.7	20.7	32.0	19.9	13.9	6.7	1.0	25.8	11.4	
CAS							14.7	13.5	14.7	16.9	6.2	4.9	3.1	12.8	8.1	
CCS							1.7	2.4	1.7	5.8	1.0	0.6	—	2.0	1.3	
CT							0.7	1.3	2.4	0.4	0.6	0.1	0.2	—	0.6	
CSM							—	0.1	—	0.5	0.4	0.4	—	—	0.2	
個 別							2.4	0.7	1.7	0.5	2.9	1.3	0.2	5.2	1.5	
その他の 小 計							3.4	6.1	4.1	0.2	6.8	1.5	19.2	6.4	7.0	
合 計							31.7	44.6	56.7	44.3	31.9	15.5	23.6	52.2	30.1	

(出所) Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua. Vol. IV (Economía Campesina)*, p. 71.
 Cuadro 3.

農地改革の結果、ERASと農業協同組合という2つの新しい形態の農業経営形態が導入されたが、ERASは前述のように主としてソモサー族の農場を接収した後、APPすなわち国有部門に移行した土地をもとに設立されたものである。ERASに属する土地の総面積は1983年には167万498マンサナと最大に達したが、その後減少に転じ、88年には最大時と比べて43.2%減の94万⁽²⁹⁾8230マンサナとなった。これはこの間、国有部門の土地を削って協同組合あるいは個別農家へ土地を分配する過程が進められたことを意味する。このことは一方では私有地農場の収用・再分配があまり進まず、農民に分配する土地資源として国有部門が利用されたことを物語っている。

ERASに属する土地の総面積は減少したにもかかわらず、ERASは全国の農牧業生産額の20%強を維持し、1986／87年において農牧業輸出額の約30%⁽³⁰⁾を占めた。

第4表は1982年と88年について、太平洋側、内陸部、特別区Ⅲごとに各種の協同組合の分布を示したものである。表には特別区ⅠおよびⅡが含まれていないので完全ではないが、この数値からみるかぎり1982年までに全国に2849の協同組合が設立され、組合員総数6万5820名、総面積114万1929マンサナを擁した。そのうちCCSが組織数の56.7%，組合員数の80.1%，面積の78.4%と多數を占めるのに対して、CASは組織数の18%，組合員数の11%，面積の10.3%にすぎない。

地域的にはCASの70.9%が太平洋側に存在するのに対してCCSの71%は内陸部に存在するというように偏りが大きい。これは太平洋側では主に輸出產品を生産する大農場の進出によって土地を奪われた小農民あるいは農業労働者が組合員となってCASが組織されたこと、内陸部ではもともと小規模な自営農民が多く存在したが、彼らが公的な金融その他のサービスを享受するためにCCSを組織したことを物語っている。

1988年には協同組合の総数は3151、組合員数は7万6715、土地面積は157万6225マンサナに達した。この間CASは組織数で129%，組合員数で217%，土地面積で5.5倍にそれぞれ増加したのに対して、CCSは組織数で6.6%，組

第4表 地域別・協同組合の分布 1982/1988年

		1982				1988							
		組織数	%	組合員数	%	面積(mz.)	%	組織数	%	組合員数	%	面積(mz.)	%
太平洋側	CAS	363	40.7	4,796	28.4	66,668	31.8	628	44.2	10,970	36.6	307,890	50.8
	CCS	445	49.9	11,488	68.1	138,462	66.1	541	38.0	15,412	51.5	220,542	36.4
	CSM	4	0.4	96	0.6	606	0.3	21	1.5	452	1.5	6,648	1.1
	CT	68	7.6	406	2.4	2,663	1.3	210	14.8	1,575	5.3	45,955	7.6
	その他	11	1.2	79	0.5	1,065	0.5	22	1.5	1,564	5.1	24,697	4.1
内陸部	計	891	100.0	16,865	100.0	209,494	100.0	1,422	100.0	29,943	100.0	605,732	100.0
	CAS	136	7.1	2,285	4.8	44,909	5.0	491	30.6	11,102	24.7	289,606	32.3
	CCS	1,148	60.1	40,640	84.5	737,516	81.5	950	59.2	29,618	65.9	525,928	58.7
	CSM	8	0.4	112	0.2	3,870	0.4	64	4.0	2,044	4.5	35,175	3.9
	CT	565	29.6	3,879	8.1	88,558	9.8	101	6.3	2,165	4.8	45,983	5.1
特別区Ⅲ	その他	54	2.8	1,186	2.5	30,465	3.4						
	計	1,911	100.0	48,102	100.0	905,318	100.0	1,606	100.0	44,939	100.0	896,692	100.0
	CAS	13	27.7	195	22.9	5,940	21.9	51	41.5	1,011	54.9	52,936	71.7
	CCS	23	48.9	583	68.3	19,754	72.8	18	14.6	413	22.4	13,539	18.3
	CSM												
その他	CT	10	21.3	68	8.0	1,323	4.9	19	15.4	153	8.3	944	1.3
	計	47	100.0	853	100.0	27,117	100.0	123	100.0	1,843	100.0	73,801	100.0

(出所) Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua. Vol. I (Estrategia y política)*, p. 305, Cuadro 6, より作成。

合員数で13.8%，土地面積で15.2%減少した。CCSが後退した理由としては、ひとつには政府の土地政策，融資政策がCASを優先したことがあるが、⁽³¹⁾そのほかに内陸部におけるコントラの襲撃の影響があげられる。

次に地域ごとの動向をみると、まず太平洋側では1982年から88年の間にCASは組織数で73%，組合員数で129%増加し、面積では4.6倍になった。この間CCSも組織数、組合員数、面積ともに増えているが、その増加率はCASに比べてずっと小さい。その結果全体に占めるCASの割合が増加した。組合員数は1988年においてもCCSの方が多いが、組織数と面積に関しては両者の割合は逆転し、特に面積ではCCSが82年の66.1%から88年には36.4%に減少したのに対してCASは31.8%から50.8%に増加している。

内陸部をみると1982年から88年の間にCASの組織数、組合員数、面積はそれぞれ3.6倍、4.9倍、6.4倍に増えているのに対してCCSは組織数、組合員数、面積のいずれも減少している。このことは内陸部ではこの間にCASの新設とならんでCCSからCASへの組織替えが進んだことを示している。しかしながら全体に占める割合では1988年においてもなおCCSが多数を占めている。

特別区Ⅲでも1982年にはCCSが大きな割合を占めていたが、88年にはCASと位置が完全に入れ替った。この間CCSは組織数、組合員数、土地面積とも減少している。

第4節 農地改革の評価

第2節でも述べたようにサンディニスタ政権下のニカラグアの農地改革は、他のラテンアメリカ諸国で行なわれた農地改革と比べてきわめて穩健な内容のものである。それは特に第1次農地改革法において際立っている。これはソモサ独裁政権を倒した革命闘争が、最終段階ではサンディニスタと非ソモサ系民族ブルジョアジーを含む国民各層との共闘というかたちをとった

こと、革命達成後の国家再建の過程でも両者の同盟関係を維持する必要があったことに由来する。革命後の政治経済体制が「混合経済」と複数政党制を基本としたのもこの文脈でとらえられる。混合経済は農業部門ではAPP（国有部門）と協同組合部門、私的部門の並存となって表われている。

革命政権はソモサ一族およびソモサ支配と直接関係のあった者の土地、資産をただちに接収したが、主として輸出向け農産物の生産にあたる大農場経営者との同盟関係の維持に努めた。農地改革法で、有効な生産を行なっているかぎり、その所有面積に関係なく土地所有は保証される、としたのはその表われである。

革命当初の農地改革政策の基本は、個別農家に小土地片を分配して零細な自作農を創設することではなく、外貨獲得源として重要な一次產品を生産する国営農場ERASを優先し、協同組合部門の中ではCASを優先するものであった。1986年の第2次農地改革法はそれまでの政策から中小規模の個別農家を優先する政策への方向転換を意味する。

こうした政策転換の背景として内戦の影響を考慮に入れる必要がある。一般的には戦争に起因する経済条件の悪化であり、より特殊的には中小規模の農業生産者が支配的な内陸部地域におけるコントラの軍事攻勢の増大である。国内消費向けの食糧生産を担っていた中小規模の農業生産者が内戦の影響を受け、基礎的な食糧が不足するようになった。

1984年には内陸部の第Ⅰ、第Ⅵ地域およびセラヤ県南部（特別区Ⅱ）でコントラの攻撃が激化し、それに伴いこれらの地域から大勢の農民が他地域へ流出することとなり、その結果土地なし農民が増大した。必然的に小農民の側からの土地再分配の要求が高まった。このような事態の推移は、政府に農地改革の基本路線の転換を余儀なくさせるものであった。

1984年には小農民に対する土地所有権の付与が大幅に増えているが、これは同年11月に予定されていた総選挙を前にして小農民の立場を改善し、革命政権に対する彼らの支持をつなぎ留めるとともに、食糧生産の増大を図り都市住民の需要に応えることを意図したものである。ただしこの際所有権が付

与された土地の大部分は、すでに農民が占有利用していた土地であった。

1984年11月の総選挙の結果、農民票は必ずしも政府の期待どおり集まらず、農地改革の受益農民の割合の少ない地区ほど野党の得票率が高いことが判明した。こうした事態に対処するために政府は農地改革政策を手直しする必要に迫られた。

ルシアクはサンディニスタ政権下の農地改革政策の変転を、国民的団結(national unity)を重視する政策と人民覇権(popular hegemony)を重視する政策との間の葛藤ととらえる。革命当初は政府は非ソモサ系ブルジョアジー勢力と連携することにより国民的団結を図ろうとした。第1次農地改革法の稳健な性格もさることながら、この法律に則って実施された土地分配の進展の遅さは国民的団結政策に帰することができる、という。⁽³²⁾ 1981年10月から85年12月までの間に全部で252万3388マンサナ(約176万6000ヘクタール)の土地が⁽³³⁾ 8万3322戸の農家に分配されたが、そのうち新規の土地として協同組合、個別農家あるいは先住民共同体に分配されたのは3分の1の83万8454マンサナにすぎない。残りの168万4934マンサナのうち142万1951マンサナ(分配された総面積の56.4%)は、すでに土地を占有・利用してきた農民に対して所有権が新たに付与されたもの、26万2983マンサナは国有部門(ERAS)に属する土地⁽³⁴⁾を削って農民に分配したものである。

1985年以後の農地改革政策の転換として注目すべき点は、改革部門内部での重点の置き方が変わったことである。農地改革の初期にはERASが、統いてCASおよびCCSの設立、推進に重点が置かれたが、この時期になって個別農家を対象とした土地分配が進められるようになった。これを農地改革の「小農民化」(peasantization)ととらえることができる。前述のように1984年の総選挙結果の分析から、小農民の革命政権に対する支持が崩れてきていることが明らかになったこと、および小農民の側から(集団組織でなく)個別農家に対する土地分配の要求が高まったため、サンディニスタとしても現実的な対応を余儀なくされたのである。それまではサンディニスタに対する農民の支持をあるいは犠牲にしてでも国民的団結を優先する政策をとってきた

が、これ以後小農民の要求に応えるものに変った。ルシアクによれば人民権を重視する政策への転換である。こうした政策転換を背景として出てきたのが第2次農地改革法である。

とはいっても第2次農地改革法もまた妥協の産物である。第2次農地改革法の内容は、さきにみたように第1次法と比べて地主に対して厳しくなったといえ、所有地面積の一般的上限を定めておらず、効率的、生産的に土地を利用しているかぎり私的所有権は保証されるとしている点で、他のラテンアメリカ諸国の農地改革と比べて依然として穏やかなものである。

これはひとつにはサンディニスタ政権の農地改革が、米国の支援を受けたコントラとの内戦という状況下で、また1985年以降は米国の経済封鎖という厳しい状況のもとで実施されたこと、そのために地主側からの強い反撲を買うような急進的な政策はとれなかったためであるが、より根本的には革命当初より、非ソモサ系ブルジョアジー勢力との同盟関係を維持する必要があったこと、そのために混合経済体制を必然としたことによって説明される。

終わりに——土地問題の現状

1990年4月にサンディニスタ政権に代って発足したチャモロ現政権の下で、農地改革はどう位置づけられているのであろうか。現政権の農地政策の基本は、前政権下の農地改革の基本法は改定せずそのまま維持する一方で、サンディニスタによって実施された農地改革の見直しを行ない、現状に適合したものにする、というものである。しかしこれは現実には大変困難な課題である。なぜならばニカラグアの農地をめぐっては、サンディニスタが農地改革を実施したことによって新たに発生した問題があり、内戦および内戦が終結したことによって、また新たな問題が噴出しているからである。

サンディニスタが農民に土地を配分したが、権利証が与えられないままになっているケース、また農民に農地改革証書 (*título de reforma agraria*) が与え

られたが、法的な土地所有権は元の地主のもとにあり、亡命先から帰国した元地主が、農民が耕作している土地の返還を要求する、といったケースが多発している。

サンディニスタ革命政権に対してゲリラ闘争を展開してきたコントラはチャモーロ政権発足後の1990年6月までに武装解除、解体された。また軍隊を大幅に削減するという新政権の方針に従って、サンディニスタ人民軍 (Ejército Popular Sandinista, 略称EPS) の兵士が大勢除隊になった。このような元コントラ戦闘員および除隊になった元EPS兵士に生活手段として土地を与える必要がある。政府の約束どおり土地が与えられないことに抗議して、元コントラの一部が再武装してレコントラ (recontra) になり、元EPSの不満分子が同様レコンパ (recompa) という武装集団をつくるなど、一時は不穏な状況に陥った。⁽³⁵⁾

現政権の土地政策はこのような状況に対応を迫られている。サンディニスタ政権下のMIDINRAは改組され、農牧業省 (Ministerio de Agricultura y Ganadería, 略称MAG) とニカラグア農地改革庁 (Instituto Nicaragüense de Reforma Agraria, 略称INRA) の2組織となった。土地をめぐる各層からのさまざまな要求を前に、それらの調整を図るのがINRAの任務である。

土地をめぐる要求は、整理すれば次のようなになる。1)サンディニスタの農地改革の受益者 (協同組合を構成する農民、個人農およびERASの農業労働者) からの、既得権益の保全、現状維持の要求、2)サンディニスタによって不当に土地を奪われたと主張する元地主からの返還要求、3)元コントラ戦闘員からの土地を求める要求、4)元EPS兵士からの土地を求める要求、である。このうち3)と4)は、その要求者が内戦時に敵同士であったという事実を別とすれば、現在の政府に対する要求という点では質的に同じである。これらの要求をすべて同時に満足させることは不可能に等しい。

一番問題になるのが、農民 (協同組合、個人農) がすでに実効支配、耕作している土地の返還を地主が要求してきた場合である。INRAが仲介にあたり、農民に代替地を提供して、その土地を地主に返還するか、地主に金銭で補償

するかを定める。実際には後者による解決が多いという。⁽³⁶⁾

元コントラおよび元EPS兵士に与えるべき土地として最も利用されたのが、APP部門すなわちERASとして運営されていた土地である。政権交替後、ERASに限らずすべての国営企業を民営化する方針が打ち出された。ERASの土地は元戦闘員・兵士に分与されるほか、民間に売却されるか、あるいは当該ERASで働いていた労働者に売却、分与され、これによってERASは解体された。1994年9月現在、農業部門に関するかぎり国営企業はもはや存在しない。他方CAS（サンディニスタ農業協同組合）は、制度上はいまも存在しているが、CASを優遇する前政権の融資政策からの転換に伴い、その組合員による個別経営化が進み、CASは崩壊する方向にある。⁽³⁷⁾

このように、サンディニスタ政権の農地改革の成果の中でも目玉ともいえるERASとCASについて、前者はすでに消滅し、後者もいずれ消滅する運命を免れないであろうことから、現政権の農地政策はサンディニスタ政権の農地改革を全面否定して、逆の方向を向いているようにみえるかもしれない。しかしそのようだ断定するのは必ずしも正しくない。

第3節でみたようにERASの土地を削って協同組合や小農民のもとに移動させるのは、すでに1980年代中ごろから行なわれていた。この意味で新たな土地配分の資源としてERASを利用するは前政権から継続した政策である。またERASやCASといった共同経営組織を優先する路線から、小農民を優先する路線への転換、すなわち農地改革の「小農民化」の傾向は1985年から始まっていたことであって、政権の交替後農地政策が180度転換されたとは必ずしもいえない。新自由主義経済路線をとる現政権によってその方向にいっそう拍車がかけられたのである。

サンディニスタ政権下の農地改革の歴史的意義づけを行なうには現段階では時期尚早であろう。しかし少なくとも次のようにいえるであろう。農地改革は革命前の私的大農場を凍結し、結果として数多くの農民的土地所有をもたらした。しかしながらその一方ではERASやCASなどの共同経営組織は失敗に帰したのであって、それは必ずしもサンディニスタの当初の意図に

沿ったものではなかった。

[注] —

- (1) メキシコの農地改革は1940年以後も形式上は続けられたことになっており、エチエベリア政権下の75, 76年には実際に地主の土地の収用も行なわれたが、大規模な土地の再分配は40年までに終了したと考えられる。
- (2) かつて筆者はキューバ、ペルー、メキシコの例と比較して、ニカラグアの農地改革の特質を考察した。石井 章「ニカラグアの農地改革」(アジア・低開発地域農業問題研究会編『第三世界農業の変貌』勵草書房 1986年) 189-195ページ。
- (3) MIDINRAはサンディニスタ政権の下での官庁であり、現在はMIDA(農牧業開発省)とINRA(ニカラグア農地改革庁)の2つに分かれている。
- (4) たとえばマタガルパ県マティグアス郡にその典型的な例をみることができる。石井 章「中米紛争と農業問題」(逕野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』アジア経済研究所 1993年) 333ページ。/Robert G. Williams, *Export Agriculture and the Crisis in Central America*. Chapel Hill & London: University of North Carolina, 1986, p. 131.
- (5) 債務によって代々アシエンダに拘束され、地主に対して労役の提供の義務を負う隸属性の農民。
- (6) Eduardo Baumeister, "Estructura y reforma agraria en el proceso Sandinista," *Desarrollo Económico*. Vol. 24, No. 94, Jul./Sep. 1984, pp. 187-201.
- (7) ibid., p. 189.
- (8) アバルセーロは収穫物の一定割合を地主に納めるもので、その割合はさまざまであるが、メディエロは地主との間で折半するもの。
- (9) Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua*. Vol. IV (*Economía Campesina*), pp. 24-25, 73.
- (10) Oscar Neira, "La reforma agraria nicaragüense: balance de ocho años," in *Nicaragua: Cambios estructurales y políticas económicas 1979-1987*. Managua: INIES (Instituto Nicaragüense de Investigaciones Económicas y Sociales), 1988./Marvin Ortega, "Fases de la reforma agraria sandinista: un balance global," in *Nicaragua: apuntes sobre las transformaciones de un país en revolución*. INIES, 1988. ただし後者では土地を求める農民の運動が激化した1985年6月以降を第3期としている。
- (11) 太平洋側はかつては豊かな穀倉地帯として、トウモロコシをはじめとする穀物の栽培が小農民によって営まれていたが、輸出向け作物の導入、特に1950年代以降の綿花の栽培の拡大に伴い食糧穀物を栽培する小農民が土地を奪われ、土地をめぐる

紛争が頻発した。

- (12) サンディニスタの土地政策の基本路線は、権力掌握の約1カ月前（1979年6月18日）に発表された「国家再建政府の第1次布告」（Primera Proclama del Gobierno de Reconstrucción Nacional）で明らかにされている。政令第3号以下の諸政令はこの路線を具体化させたものである。
- (13) 反ソモサ独裁闘争は、FSLN（サンディニスタ民族解放戦線）の武力闘争を中心に行開したが、最終段階では国民の広範な層を結集したFAO（拡大反政府戦線）が形成され、伝統的なエリート層、すなわち非ソモサ系富裕者層も反ソモサ運動に立ち上がった。革命政権の国家再建委員会には後者の階層を代表するアルフォンソ・ロペロ、ビオレタ・チャモーロ（現大統領）等が当初は参加していた。
- (14) Ortega, "Fases de la reforma agraria...", p. 82.
- (15) 地主に対して労役の提供の義務を負う隸属性の農民。
- (16) Ortega, "Fases de la reforma agraria...", p. 83.
- (17) 第1次農地改革法の条文は、"Ley de Reforma Agraria-Decreto No. 782," *La Gaceta* (Diario Oficial). 21 de agosto de 1981. および「〈資料〉ニカラグア農地改革法（1981年）および改正農地改革法（1986年）」（原田金一郎訳）（『大阪経済法科大学経済学論集』第10巻第3・4合併号 1986年12月）。
- (18) 石井 章「ニカラグアの農地改革」194ページ。
- (19) Baumeister, "Estructura y reforma agraria..." p. 188. エルサルバドルの農地改革は3つの局面(Fase)に分かれているが、その第1局面では500マンサナを超える農場はすべて政府によって収用されると定められている。
- (20) ハリスはニカラグアの農地改革を、「ラテンアメリカにおける農地変革のプロセスの中でも最も非暴力的に行なわれたものの一つ」と指摘している。Richard L. Harris, "Evaluating Nicaragua's Agrarian Reform: Conflicting Perspectives on the Difference a Revolution Can Make," *Latin American Perspectives*. Issue 52, Vol. 14, No. 1, Winter, 1987, p. 114.
- (21) 第2次農地改革法の条文は、"Reforma a la Ley de Reforma Agraria-Ley No. 14," *La Gaceta* (Diario Oficial). 13 de enero de 1986. および前掲「〈資料〉ニカラグア農地改革法…」。
- (22) Neira, "La reforma agraria nicaragüense..." p. 88.
- (23) Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua 1979-1989*. Vol. I-X, 1989.
- (24) 「集団エヒード」については石井 章「メキシコの集団ソシエダー」（小倉武一編著『日本と世界の農業共同経営』御茶の水書房 1975年）151-163ページ参照。メキシコのエヒードの場合には、その構成員である農民は個人でも、集団でも土地の所有権をもたず、利用権を有するのみである。

- (25) CSMは個人保有の小地片、家畜と共同の土地、投資が結びついた形態、CTは複数の農家が結びついた共同労働組織。Centro de Investigación y Estudios de la Reforma Agraria, *La reforma agraria en Nicaragua 1979-1989*. Vol. IV (*Economía Campesina*), p. 26.
- (26) ibid., Vol. I (*Estrategia y políticas*), p. 293.
- (27) ibid., p. 295.
- (28) ibid., p. 294.
- (29) ibid., p. 300.
- (30) ibid., p. 299.
- (31) ibid., p. 306.
- (32) Ilja Luciak, "National Unity and Popular Hegemony: the Dialectics of Sandinista Agrarian Reform Policies, 1979-1986," *Journal of Latin American Studies*. Vol. 19, Part 1, May 1987, pp. 113-140.
- (33) 農地改革法に基づき収用された土地、大統領令によって収用された土地、あるいは政府が購入した土地。
- (34) Luciak, "National Unity and Popular Hegemony..." pp. 115-116.
- (35) 飯島みどり「和平後のニカラグアとエルサルバドル一元戦闘員の社会復帰問題を中心に」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 11 No. 2 1994年6月) 32-36ページ。
- (36) INRAの主たる任務は、農民と地主との間の仲介 (intermediación) と、実質的に土地を支配、利用しながら土地所有権を持たない農民に対する所有権の付与 (titulación) であるという。1994年9月のINRA長官フィアーリョス・オヤングーレン (Fiallos Oyanguren) 氏とのインタビュー。
- (37) INRA長官とのインタビュー。